

（参考）利用料の日割り対応例

前提：通常の利用料を55,000円とします。

<例1>令和2年4月分

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
5	⑥	⑦	⑧	9	10	11
12	⑬	14	15	⑬	⑮	18
19	20	⑳	22	㉓	24	25
26	㉗	28	㉙	㉛		

○…登園した日
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 14日

<内訳>

4月1日～7日…6日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

4月8日～30日…8日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000円 \times 14日 \div 25 = 30,800円$$

返還額

$$55,000円 - 30,800円 = 24,200円$$

<例2>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	16
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	23
24	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	30
31						

5月8日(金)までは登園自粛していたが、5月

11日(月)以降は、月～金曜日の間毎日登園した

場合。

登園日数 = 15日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000円 \times 15日 \div 25 = 33,000円$$

令和2年5月の開所日数は23日
だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基つき25で割る。

れい れいわ ねん がつぶん
 <例 3> 令和 2 年 5 月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

がつつたち きん どうえんじしゆく がつ
 5 月 1 日 (金) のみ 登園 自粛 していたが、5 月

な の か もく いこう げつ どうようび あいだまいにちどうえん
 7 日 (木) 以降 は、月 ~ 土曜日 の 間 毎日 登園 した

ばあい
 場合。

どうえんにつすう
 登園 日数 = 22 日

へんこうご りようりょう ほいくりょう
 変更後の 利用料 (保育料)

れいわ ねん がつ かいしょにつすう にち
 令和 2 年 5 月の 開所 日数は 23 日
 だが、りようりょう ひわ たいおう、くに
 の 考 え方 に 基づき 25 で 割る。

$$55,000\text{円} \times 22\text{日} \div 25 = 48,400\text{円}$$

ほいくしょどう かいしょび げつようび どうようび にちよう しゆくじつ ねんまつねんし へいしょ
 ※ 保育所 等 の 開所 日 : 月曜日 から 土曜日 (日曜・祝日・年末年始は 閉所)